

令和2年3月9日

学 務 課

江東区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

行財政改革計画及び受益者負担の原則に基づき、全庁的に使用料の検証を実施した結果、維持管理コストと最大徴収使用料の乖離が拡大傾向にあることから、施設使用料の引き上げを行うこととなったため、江東区立学校施設使用条例の一部の改正を行い、江東区立豊洲西小学校に設置されているプール及びトレーニング室の使用料を改定する。

2 改正の概要

- (1) 一般使用者の使用料をおおむね20%引き上げる。
- (2) 回数券の使用にかかる経過措置を定める。

3 新旧対照表

2、3ページのとおり。

4 施行日

令和2年10月1日施行とする。

江東区立学校施設使用条例 新旧対照表

現行					改正案						
本則 (略)					本則 (略)						
別表 (第7条関係)					別表 (第7条関係)						
校舎等					校舎等						
(略)					(略)						
プール					プール						
区分	単位	一般	小・中学生	区内住を有する6歳以上の者	区分	単位	一般	小・中学生	区内住を有する6歳以上の者		
時間使用	2時間	40 0円	15 0円	15 0円	時間使用	2時間	45 0円	15 0円	15 0円		
	超過時間 (1時間当たり)	20 0円	75 円	75 円		超過時間 (1時間当たり)	22 5円	75 円	75 円		
定期使用	回数券(1枚つづり)	4,000 0円	1,500 0円	1,500 0円	定期使用		回数券(1枚つづり)	4,500 0円	1,500 0円	1,500 0円	
	定期券	1か月	3,500 0円	1,500 0円		1,500 0円	定期券	1か月	4,000 0円	1,500 0円	1,500 0円
		3か月	9,500 0円	4,000 0円		4,000 0円		3か月	1,250 0円	4,000 0円	4,000 0円
		6か月	16,500 0円	6,900 0円		6,900 0円		6か月	1,800 0円	6,900 0円	6,900 0円
備考					備考						
1 (略)					1 (略)						
2 超過時間については、1時間に満たない場合は1時間とみなす。					2 超過時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。						
3・4 (略)					3・4 (略)						
トレーニング室					トレーニング室						
区分	単位	一般	区内住を有する6		区分	単位	一般	区内住を有する6			

			5 歳 以 の 上 者
時間 使用	4 時間	$\frac{40}{00}$ 円	10 0 円
定期 使用	回数券 (11 枚 つづり)	$\frac{4,000}{00}$ 円	1,000 0 円
	定 期 券	1 か 月	$\frac{3,200}{00}$ 円
		3 か 月	$\frac{8,250}{00}$ 円
		6 か 月	$\frac{15,000}{00}$ 円

			5 歳 以 の 上 者
時間 使用	4 時間	$\frac{45}{00}$ 円	10 0 円
定期 使用	回数券 (11 枚 つづり)	$\frac{4,500}{00}$ 円	1,000 0 円
	定 期 券	1 か 月	$\frac{3,600}{00}$ 円
		3 か 月	$\frac{9,450}{00}$ 円
		6 か 月	$\frac{18,000}{00}$ 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の使用料は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う使用の承認について適用し、施行日以前に行った使用の承認については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に発行されている回数券（この条例による改正前の江東区立学校施設使用条例別表に規定する回数券をいう。）は、施行日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間は、施行日以後に発行した回数券とみなして使用することができる。